

# 滋賀労働



滋賀県労働広報紙

659号  
2021

## 滋賀県最低賃金の改正について

### 28円引き上げて、時間額896円に

令和3年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、時間額**896円**に改正されます。効力の発生は、令和3年10月1日です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

#### 【お問合せ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室	TEL : 077-522-6654
大津労働基準監督署	TEL : 077-522-6616
彦根労働基準監督署	TEL : 0749-22-0654
東近江労働基準監督署	TEL : 0748-22-0394

●賃金引上げのための助成金制度については  
滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL : 077-523-1190



## 11月15日は「滋賀県産業安全の日」 (無災害運動期間 11月1日～30日)

令和2年の労働災害発生状況は、死亡災害が19人と平成31・令和元年から9人増加し、3年連続で10人以上となり、休業4日以上の死傷災害は1,464人と平成31・令和元年から88人の増加となりました。死亡災害ゼロ、休業4日以上の死傷災害を1,302人以下にするという第13次労働災害防止推進計画の3年度目である令和2年度の目標を達成することができませんでした。

このような状況から、今年度は、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、近年、労働災害が増加する小売業、飲食店、社会福祉施設等の事業者、労働者を支える家族等も含め、広く事業場への参加を呼び掛けています。

滋賀県産業安全の日 検索



【お問合せ先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課  
TEL : 077-522-6650

#### 目次

表紙	滋賀県最低賃金の改正について 滋賀県産業安全の日
P2	育児・介護休業法が改正されます!! 生理の悩み、分かり合える職場環境づくりを
P3	職場におけるハラスメントの防止について 2021年度 ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
P4	令和3年4月1日から常時雇用する労働者数が301人以上の企業において 正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました 新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ 内職求人掲載しませんか
P5	移住支援金対象法人募集のお知らせ 中小企業退職金共済制度のご案内
P6	良質なテレワークの新規導入・実施 高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内
P7	在職者訓練のご案内 生産性向上支援訓練のご案内
P8	能力開発講座のご案内 オンラインものづくりフェア2021開催のご案内 滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)締結企業・事業所募集
P9	スキルアップで就職力アップ 令和3年度 滋賀地方安全衛生大会のお知らせ
P10	労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で! シルバー人材センターからのお知らせ
P11	労働委員会だより
P12	労働相談Q&A

10月1日～7日は全国労働衛生週間です

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

厚生労働省

# 育児・介護休業法が改正されます!!

～令和4年4月1日から順次施行～

滋賀労働局雇用環境・均等室

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児・介護休業法が改正されます。改正のポイントは以下のとおりです。

## 【改正のポイント】

- (1) 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります(現行育休制度に加え、新制度が創設されます)

取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申出期限	原則休業の2週間前まで
分割取得	分割して2回取得可能
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で就労可能

- (2) 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
- 妊娠・出産(本人又は配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- (3) 育児休業を分割して取得できるようになります

育児休業(1の休業を除く)について、分割して2回まで取得可能

- (4) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件について、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件を廃止(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定により除外可)

- (5) 育児休業取得状況の公表が義務になります

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況の公表が義務付けられます

## 【施行日】

(2)及び(5): 令和4年4月1日

及び(3): 公布日(令和3年6月9日)から1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日

(4): 令和5年4月1日

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL: 077-523-1190

## 生理の悩み、分かり合える職場環境づくりを

### 滋賀県「生理の貧困」アンケートの結果

<生理による悩みや影響について回答が多かったもの>

- ・生理痛が辛い 18.4%
- ・仕事や授業に集中できない 15.1%
- ・PMS(月経前症候群)が辛い 14.3%
- ・その他の意見として「生理痛がひどくて仕事を休みたいが、言いづらく我慢して出勤している。」「学校・職場等の男性陣から生理前後を含めた困難について理解を得にくい」など、切実な声が寄せられました。
- 対象者: 滋賀県公式LINEの友だち登録者のうちの女性
- 調査期間: 令和3年6月11日(金)～15日(火)
- 回答数: 3,682人

女性特有の健康課題により、仕事の生産性が低下したり、女性が自分の望むキャリアに消極的になってしまうことは、女性だけではなく企業にとっても損失です。女性が働きやすい職場は、男女ともに働きやすい職場につながります。女性の健康支援を通じて、誰もが健康で生き生きと働くことのできる職場づくりに、是非取り組んでください。

check→働く女性の健康応援サイト



○労働基準法(第68条)

「生理日の就業が著しく困難な女性労働者が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない」

### PMSをご存じですか?

PMS(月経前症候群)は、月経(生理)の3～10日くらい前から起こる以下のようなからだやこころの不調で、月経(生理)開始とともに、軽快ないし消失するものをいいます。多くの女性が月経(生理)前に何らかの症状を抱えているといわれています。しかし、からだやこころに不調があってもPMSと気が付かず悩んでいる人も多くいます。また、その中でもこころの不安定さが際立って強く出てしまう場合は「月経前不快気分障害(PMDD)」かもしれません。

まずは、症状日記をつけ、自分のからだやこころの状態について理解し、把握してみましょう。

月経(生理)やPMSが辛い場合は、病気が隠れている可能性があるため、婦人科医療機関を受診しましょう。



#### からだの症状

腹痛、頭痛、腰痛、むくみ、お腹の張り、乳房の張りなど

#### こころの症状

イライラ、怒りっぽい、不安、憂うつ、集中力の低下など

<女性の健康に関する相談窓口>  
子育て・女性健康支援センター

(一般社団法人滋賀県助産師会)

☎077-553-3931

時間 10:00～16:00(土日祝日、年末年始除く)

【お問合せ先】 女性の活躍 滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 TEL: 077-528-3772  
女性の健康 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL: 077-528-3655

イラスト: タカノ キョウコ

# 職場におけるハラスメントの防止について

滋賀労働局雇用環境・均等室

令和4年4月1日から労働施策総合推進法が全面適用され、現在のセクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメント防止措置に加え、中小企業事業主にも職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されます（大企業には令和2年6月1日から適用されています）。

■ 事業主が防止措置を講じる必要があるハラスメントは次の3つです。

- 1) セクシュアルハラスメント【男女雇用機会均等法】
- 2) 妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）【男女雇用機会均等法】【育児・介護休業法】
- 3) パワーハラスメント【労働施策総合推進法】



★ パワーハラスメントの定義

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の職場環境が害されること、をいいます。

■ パワーハラスメント防止のために、事業主が講ずべき措置は以下のとおりです

## 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ・ハラスメントの内容及びあってはならない旨を明確化し、周知・啓発すること
- ・ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発すること

## 2 相談・苦情に適切に対応するための必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ設置し、周知・啓発すること
- ・窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること
- ・ハラスメント発生の恐れがある場合や、ハラスメントに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応すること

## 3 事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・被害者への配慮、行為者への適切な措置、再発防止措置を講じること

## 4 併せて講ずべき措置

- ・プライバシー保護に必要な措置を講じ、その旨を周知すること
- ・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由とした、解雇その他の不利益取扱いを行わないことを定め、その旨を周知すること



■ その他の留意点

- 労働者が職場におけるハラスメントについての相談を行ったことや、事実関係の確認等に協力して事実を述べたことを理由として、事業主が解雇その他不利益取扱いを行うことは法律で禁止されています。

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

## 21世紀職業財団

# 2021年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

### 1. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年10月15日(金)13:30~16:30

担当講師 藤本 美幸

場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アパビル11階)

受講料 14,300円(テキスト代込)

### 2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2021年11月11日(木)13:30~16:30 担当講師 杉本 登志子

2021年12月 3日(金)13:30~16:30 担当講師 村田 早苗

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 13,200円(テキスト購入別途)

### 3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2022年1月21日(金)9:30~16:30

担当講師 杉本 登志子

開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 27,500円(テキスト購入別途)

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL(06)4963-3820

FAX(06)4963-3821

E-mail: kansai@jiwe.or.jp

URL: http://www.jiwe.or.jp



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

## 令和3年4月1日から 常時雇用する労働者数が301人以上の企業において 正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました

労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的として、常時雇用する労働者※1が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度※2の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用※3比率」を公表することが必要となります。

公表は、おおむね年に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

**公表の方法・例**

**1. 直近3事業年度の考え方**  
4月1日～3月31日が事業年度の企業が、2020年度の採用活動を終了し、正規雇用労働者の中途採用比率の公表ができる状態となり、2021年8月31日に公表を行う場合

4月1日      4月1日      4月1日      4月1日      8月31日公表

┌───┬───┬───┬───┬───┐  
└───┬───┬───┬───┬───┘  
2018年度 2019年度 2020年度 2021年度

直近3事業年度

**2. 正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法**

年度	正規雇用労働者の採用数 (A)	うち中途採用者数 (B)	公表する中途採用比率 (B/A*100により算出した比率の小数点以下第一位を四捨五入)	
			算出値	公表値
2018年度	46人	16人	16/46*100=34.78...	35%
2019年度	32人	13人	13/32*100=40.62...	41%
2020年度	38人	7人	7/38*100=18.42...	18%

**3. 公表**

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 (A社HP)

	2018年度	2019年度	2020年度
正規雇用労働者の中途採用比率	35%	41%	18%

公表日：2021年8月31日

- ※1 「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず  
①期間の定めなく雇用されている者、②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者、のいずれかを満たす労働者を指します。
- ※2 「直近の3事業年度」とは、事業年度における正規雇用労働者の採用活動が終了し、正規雇用による中途採用者の状況を「見える化」することができる状態となった最新の事業年度を含めた3事業年度を指します。
- ※3 「中途採用」とは「新規学卒等採用者以外」の雇入れを指します。

制度の詳細やQ&A、その他中途採用や経験者採用に関する情報については、厚生労働省のホームページに掲載しています。

厚生労働省: <https://www.mhlw.go.jp>  
ホーム>テーマ別に探す>雇用・労働>中途採用・経験者採用



【お問合せ先】 滋賀労働局 職業安定部職業安定課 TEL 077-526-8609

## 新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ

- ◇応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考をお願いします。
- ◇9月16日は新規高等学校卒業予定者の採用選考開始日です。
- ◇応募書類は「近畿高等学校統一用紙」を使用しましょう。
- ◇平成28年12月 部落差別解消推進法が施行されました。
- ◇採用選考時に本籍・出生地などの本人に責任のない事項を把握することや、身元調査を行うことは、就職差別につながるおそれがあります。



厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク（公共職業安定所）  
【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL 077-526-8686

## 事業主の皆様へ

# 内職求人 を掲載しませんか

物品の製造や加工など、作業工程の一部を請け負う内職求人掲載企業を募集しています。求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

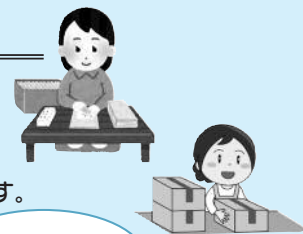
<毎月1回、内職求人情報誌を発行しています>

【発行日】 毎月1日（原則）

【配布場所】 ○県内ハローワーク、各市町、関係団体等  
○県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/300117.html>

【お問合せ先】 滋賀県生涯現役促進地域連携協議会（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内）  
TEL : 077-527-0450（内職専用ダイヤル） FAX : 077-528-4873



随時募集

掲載無料

人材確保にお悩みの企業必見！

無料で首都圏に求人を出す方法をご存じですか？

滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏からの移住・就業者に移住支援金を支給する「移住就業支援事業」を実施しています。現在、東京圏からのU・I・Jターン就職希望者の採用をお考えの企業（対象法人）の登録を募集していますので、ぜひこの機会に登録申請をしてください。

移住支援金対象法人のメリット

○無料で求人掲載

移住支援金対象求人として、滋賀県が運営するマッチングサイト「WORKしが」や民間求人サイト3社（スタンバイ、求人ボックス、バイトルNEXT）に無料で求人掲載が可能です。

○移住検討者へ企業・求人情報の発信

東京にある「しがIU相談センター」や滋賀にある「しがジョブパーク」に相談した移住検討者に向けて、企業・求人情報を発信できます。

○厚生労働省の中途採用等支援助成金（U・I・Jターンコース）の利用

移住支援金の受給者を採用された場合に採用活動に要した経費に対して助成金を受けていただける場合があります。※詳しい内容は右のQRコードからご確認ください。



登録等の手続の流れ

(1) 移住支援金対象法人に係る登録申請書をメールで滋賀県に提出  
 <申請書等掲載ページ>  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/308826.html>

- (2) 滋賀県が対象法人の登録
- (3) 「WORKしが」に求人登録
- (4) 「WORKしが」での求人公開
- (5) 移住者が公開された求人に応募・就業

まずは、滋賀県ホームページから登録申請書をダウンロードし、滋賀県にメールで提出してください。



滋賀県HP QRコード



※厚生労働省が実施する「中途採用等支援助成金（U・I・Jターンコース）」では、移住支援事業でのマッチングが成立した場合、採用活動に要した費用の額に応じて助成金が支給されます。詳細につきましては、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局にお問合せください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758 Email：fe0005@pref.shiga.lg.jp

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の制度だから安全・安心！  
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

## 良質なテレワークの新規導入・実施

### ■ テレワーク推進ガイドライン、人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。また、良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援する人材確保等支援助成金（テレワークコース）を受付中です。

（ガイドライン） （助成金ご利用の流れ）



テレワーク実施計画の作成



労働局へ提出、認定を受ける



機器等導入助成：  
支給対象経費の30%  
100万円又は20万円×  
対象労働者数を上限とする。



目標達成助成：  
支給対象経費の20%  
100万円又は20万円×  
対象労働者数を上限とする。

★「中小企業事業主」とは...「業種」に応じて(A)「資本金の額又は出資の総額」又は(B)常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主です。(B)の「常時雇用する労働者」とは、2ヵ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者とおおむね同等である者をいいます。

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室 〒520-0806 大津市打出浜14-15 4階 Tel: 077-523-1190 FAX: 077-527-3277

～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

## 高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内

高齢・障害者雇用に関する助成金について、令和3年度の改正点と各コースの概要・申請ポイントについて説明します。説明会終了後、個別相談も承りますので、この機会にぜひご参加ください。

### ☆開催プログラム

- 13:30～ 開会(受付13:15～)  
 13:35～ 第Ⅰ部「65歳超雇用推進助成金について」  
 (A) 65歳超継続雇用促進コース (B) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース  
 (C) 高齢者無期雇用転換コース  
 14:25～ 第Ⅱ部「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金について」  
 (A) 障害者作業施設設置等助成金 (B) 障害者福祉施設設置等助成金  
 (C) 障害者介助等助成金 (D) 職場適応援助者助成金  
 (E) 重度障害者等通勤対策助成金 (F) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金  
 15:10～ 質疑応答・閉会  
 15:30～ 個別相談(希望者のみ)

### ☆開催日程(令和3年)

開催日	時間	定員	会場	所在地(電話番号)
10月7日(木)	13:30～15:30	15名	ポリテクセンター滋賀	大津市光が丘町3-13 (077-537-1214)

- \* 個別相談は説明会終了後に申込みの先着順に承ります。
- \* 会場に駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますのでご注意ください。
- \* 新型コロナウイルス感染症対策のため当日はマスクの着用をお願いいたします。

申込書はホームページからダウンロードできます。  
 (URL: [http://www.jeed.or.jp/location/shibu/shiga/25\\_ks.html](http://www.jeed.or.jp/location/shibu/shiga/25_ks.html))



### 【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
 滋賀支部 高齢・障害者業務課 TEL: 077-537-1214

## ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

広告



はたらくあなたの、  
いちばんそばに。

ろうきん  
イメージモデル  
高梨 臨

はたらくあなたへ、**笑顔**を届けに

**近畿ろうきん**

<https://www.rokin.or.jp>

お客さまセンター ☎ 0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(祝日、12月31日～1月3日は除く)

## 在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械関係**  
（実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計に活かす3次元CADアセンブリ技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、被覆アーク溶接技能クリニック、旋盤加工技術、鉄鋼材の熱処理技術、現場の安全確保（5S）と生産性向上など）
- 電気・電子関係**  
（電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術、携帯通信端末によるPLC制御技術、高圧電気設備の保守点検技術など）
- 建築関係**  
（木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術、ネットワーク工程管理実践技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

施設	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
	高等技術専門学校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門学校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191（訓練課 事業主係）	0748-31-2252（学務援助課 援助係）
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougij/		ポリテクセンター滋賀ホームページ <a href="http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/">http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/</a> 滋賀職能大ホームページ <a href="http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html">http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html</a>	

満足度  
99%

## 内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練

ハロートレニング  
— 急がば学べ —

◇ ◇ ◇ 生産管理、組織マネジメント、技能継承、IT活用による業務効率化など生産性向上におおすすめ ◇ ◇ ◇

コースNo	開催日	コース名	会場
013	10/14	品質管理実践	①
S06	10/15	フォローアップによる組織力の向上	①
041	10/19・20 2日間	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用 （Excel 中級）	②
014	10/21	購買・仕入れのコスト削減	①
015	11/9	成果を上げる業務改善	③
S07	11/10	中堅・ベテランに求められる コミュニケーション力	①

コースNo	開催日	コース名	会場
016	11/16	提案型営業実践	①
042	11/18・19 2日間	効率よく分析するためのデータ集計 （Excel 中級）	④
017	12/8	管理者のための問題解決力向上	①
043	12/9・10 2日間	相手に伝わるプレゼン資料作成と提案	①
044	12/16・17 2日間	表計算ソフトのマクロによる定型業務の 自動化（Excel 上級）	⑤
S08	1/20	効果的なOJTの進め方と指導法	①

- 会場 ①ポリテクセンター滋賀（大津市）  
 ②PCカレッジスタック近江八幡校本校（近江八幡市）  
 ③彦根商工会議所（彦根市）  
 ④キャリアプラザビット滋賀本校（栗東市）  
 ⑤国際経営情報専門学校（大津市）

訓練時間 9：30～16：30  
 定員 各回15名

コース内容及び申込方法等は、下記HPをご参照ください。  
 S06、S07、S08の対象は、申込時45才以上の方ですが、  
 45才未満の方も受講できます。  
 10名様以上の場合は、貴社に講師を派遣して実施すること  
 もできます。

受講料  
3,300円/人  
（税込み）



受講した社員から、生産・業務のプロセスの改善、生産現場の問題解決等に役立つ内容であったと聞いており、受講してもらってよかった（K社・彦根市）

### 【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部  
 ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター  
 生産性センター業務課 TEL：077-537-1176

URL：https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei\_kunren.html



## 能力開発講座のご案内

自己啓発として仕事に活かせる専門知識や能力を身につけたい方をお手伝いします。

研修名	開催日時	対象者	受講料	定員 申込締切
リーダーシップ 基礎研修	10月14日(木)・15日(金) 9:30～17:00	・管理監督者 ・能力開発担当者	会員 16,500円 一般 22,000円	25名 10月1日(金)
教育技法(TWI-JI、JM、 JR)基本速習研修	11月11日(木)・12日(金) 9:30～17:00	・管理監督者 ・管理職	会員 16,500円 一般 22,000円	25名 10月22日(金)
品質管理基礎研修	10月21日(木) 9:30～17:00	・品質管理を基礎から学 びたい方 ・ISO9001の推進者	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 10月8日(金)
ISO9001内部監査員 セミナー	11月18日(木)・19日(金) 9:30～17:00	・すでに認証登録された 事業所に所属する方等	会員 16,500円 一般 22,000円	20名 10月29日(金)
「現場力を高めるマネジメ ント」研修	10月22日(金) 9:30～17:00	・マネージャー (管理監督者)	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 10月8日(金)
リーダー・監督者の為の 基礎研修	11月5日(金) 9:30～17:00	・管理監督者 ・能力開発担当者	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 10月22日(金)

【お申込み・お問合せ先】 滋賀県職業能力開発協会 能力開発課  
TEL：077-533-0850(代) FAX：077-537-6540 ホームページ <https://shiga-nokaikyo.or.jp/>

## オンラインものづくりフェア2021開催のご案内

10月1日(金)～10月31日(日)ものづくり体験教室をWEBサイト内で開催します!! 【事前申込要】

◆詳細は滋賀県職業能力開発協会ホームページ◆ <https://shiga-nokaikyo.or.jp/monodukuri2021/>◆

## 「家庭の教育」に企業・事業所の力を！ 滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ） 締結企業・事業所募集中！



県教育委員会では、家庭の教育力向上に向けた職場づくりに自主的に取り組んでいただける企業・事業所と協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しています。

締結企業・事業所数：1,494（令和3年9月時点）

協定を締結いただくと...

その1：子育てについて学ぶ機会を支援（専門性を持つ講師を派遣！）

その2：県教育委員会発行の情報誌を送付

その3：ホームページなどで企業や事業所の取組を紹介 など

「企業・事業所等家庭教育サポート講座」をご活用ください

チラシや申込書はこちらから→



【お問合せ先】 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 TEL：077-528-4654 FAX：077-528-4962  
E-mail：ma06@pref.shiga.lg.jp <https://nionet.jp/index.html>

○しがふぁみに関する情報は、お問い合わせいただくか、  
右記よりアクセスください。→





# スキルアップで 就職力アップ!

自営業を廃業した  
雇用保険が終了した  
雇用保険の加入期間が足りず失業給付が受けられなかった  
雇用保険に加入できなかった

公共職業訓練もある!  
主に雇用保険を受けている方

どんなコースがあるのかな?  
HPで確認願います。

要件を満たす方は月額10万円の給付金が支給されます。  
要件は裏面で確認!!

受講料 無料 初心者 OK! 就職をサポート

ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

お問い合わせはお住まいを管轄するハローワークへ。



## どんな人が受講できるの?

- ◎ これまでお仕事をされていなかった方も受講できます。
- ◎ ハローワークに求職登録の後で職員にご相談いただき、職業訓練などの支援が必要と認められる必要があります。まずお近くのハローワークまで!
- ✕ 原則として、週20時間以上お仕事をされている方、雇用保険の失業給付をもらっている方は受講できません。  
(雇用保険の失業給付をもらっている方は公共職業訓練をご利用ください。)

## 求職者支援訓練って何?

- ✓ 早期就職のためのハロートレーニング(公的職業訓練)です。
- ✓ 2か月～6か月の間で、就職に役立つ技能や知識を習得することができます。
- ✓ きめ細かな就職支援が受けられます。
- ✓ 受講料はテキスト代などの実費(1、2万円程度)を除き無料です。

## 給付金(月額10万円)の詳細

無料の訓練に加え、一定の支給要件を満たす場合、訓練期間中、職業訓練受講給付金をもらうことができます。

### 【支給額】

- ・ 職業訓練受講手当: **月額10万円**
- ・ 通所手当: 訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり)
- ・ 寄宿手当: 月額10,700円(訓練を受けるために寄宿している方)

### 【支給要件】(以下のすべてを満たす方が対象)

- ・ 本人収入が月8万円以下※1
- ・ 世帯全体の収入が月25万円以下
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ・ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- ・ 原則として、全ての訓練実施日に出席すること※2
- ・ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- ・ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

※1 シフト制で働く方など、本人の収入要件が12万円以下に緩和される場合があります。(令和3年9月30日までの特例措置)

※2 仕事などのやむを得ない理由による欠席が認められる場合があります(8割以上の出席は必要です)。(令和3年9月30日までの特例措置)

詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

## 令和3年度 滋賀地方安全衛生大会のお知らせ

【日時】 令和3年10月6日(水) 13:30~16:10

【場所】 県立文化産業交流会館

米原市下多良2丁目137<米原駅西口より徒歩8分>

### 【大会内容】

◎特別講演「“STOP! 転倒災害” 安全も健康も足元から! 転倒予防ウォーキングと靴選び&履き方」

【講師】ウォーキングトレーナー 池田 ノリアキ 氏

◎労働安全衛生活動事例発表「社員みんなで取り組む労災防止対策について～転倒対策を中心に」

(株)平和堂 健康サポートセンター 統括産業医 河津 雄一郎 氏

### 参加申込方法について

滋賀地方安全衛生大会への参加は事前申込みが必要です。【参加費無料】

以下のいずれかの方法でお申込み下さい。

①所属事業場経由にて滋賀労働基準協会管轄支部への申込み

②滋賀労働基準協会ホームページ (<http://shigarouki.or.jp>) の大会申込フォームより申込み

【お問合せ先】 公益社団法人 滋賀労働基準協会 TEL: 077-522-1786

滋賀労働局からのお知らせ

**労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!**

◎ 労働保険の電子申請

＜電子申請のメリット＞

書面による手続きに比べて“簡単便利”で“コストの削減”も期待でき、“窓口での対面確認等がありません”ので新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

また、労働局・監督署の開庁時間にとらわれず“いつでも手続きが可能”なため“移動や待ち時間も不要”となります。

＜申請手続き＞

「e-Gov」または「GビズID」を利用して申請できます。

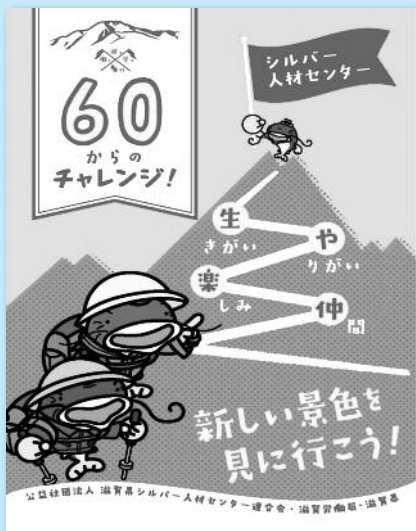
厚生労働省ホームページの労働保険の電子申請特設ページから手続きいただけます。

特設ページは「労働保険 電子申請」で検索できます。

労働保険 電子申請

【お問合せ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 (☎ 077-522-6520)

**シルバー人材センターからのお知らせ**



◆技能講習 受講生募集

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

DIY技能講習、遺跡発掘技能講習、警備技能講習  
パソコン中級講習、木造住宅簡易鑑定技能講習 等

◆会員・お仕事 募集

シルバー人材センターでは、働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。また、お仕事も募集しています。人手不足のときは、短期間・短時間に関わらず、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会  
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階  
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490  
URL : <https://www.sjc.ne.jp/shigapref>

**住みたくなる街♪住宅生協の分譲地**

広告

レインボータウン  
東近江昭和

レインボータウン  
大津南郷

レインボータウン  
大津本堅田

びわ湖   
ローズタウン緑町

お気軽にお問合せください!



滋賀県勤労者住宅生活協同組合 077-524-2800

滋賀県住宅生協



売主：滋賀県知事（14）第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

<https://www.shiga-jutaku.jp/>

労働委員会  
だより

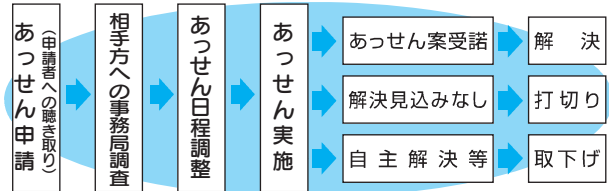
## 雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを!

～10月は「個別労働関係紛争処理制度（労働相談・あっせん）周知月間」です!～

### あっせん制度とは?

労働委員会では、正社員やパート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方からお話を聴いたり、助言を行い、話し合いにより解決できるよう、お手伝いする「あっせん制度」を設けています。

### あっせんの流れは?



### あっせんの対象は?

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。

### あっせんの流れは?

あっせん申請書を郵送もしくは事務局へご持参ください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードできます。  
※メールやFAXによる申請は受け付けておりません。



- (労働者)
- ・最初に示された労働条件が、実際の労働状況と違う。
  - ・セクハラやパワハラを受けた。
  - ・会社から解雇すると言われた。
  - ・自己都合退職とされたことに納得できない。

(使用者)

- ・社員が配転命令に従わない。
- ・勤務態度に問題のある社員に退職してもらいたい。
- ・高額な残業代を請求されている。



### 毎月、第4金曜日には「月例労働相談」を開催中!

開催時間：14:45～  
開催場所：滋賀県労働委員会  
募集人数：毎回3名（組）まで  
お問い合わせ先：077-528-4472

## 10月は県内各地で労働相談会を開催します!

- ★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三者一組で丁寧に相談に応じます。
- ★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日（日曜開催分は直前の平日）17時までにお申込ください。

### 【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（県庁東館5階） TEL 077-528-4472

開催日	時間	会場	所在地
10/8(金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/9(土)	13:00 ～16:00	滋賀県消費生活センター 2階会議室	彦根市 元町4-1
10/17(日)	13:00 ～16:00	滋賀県男女共同参画 センター2階研修室A	近江八幡市 鷹飼町80-4
10/22(金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/28(木)	17:30 ～20:00	草津市市民交流プラザ 5階小会議室4	草津市 野路1-15-5

## 在籍型出向制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用しようとする場合に、双方の企業を支援しようとする取り組みが進んでいます。

滋賀県内においては、滋賀労働局を中心に、滋賀県、経済・労働団体、金融機関など19組織において構成する「在籍型出向等支援協議会」が令和3年6月に設立され、支援の取組を進めています。

今回は、この在籍型出向制度について、内容を確認していきたいと思います。



質問

そもそも、在籍型出向制度とは、何ですか。



回答

在籍型出向制度とは、出向元の会社に籍を置いたまま出向先の他社で勤務することです。



質問

在籍型出向制度の場合、契約関係はどうなりますか。



回答

出向元の会社は出向先の会社と出向に関する契約を結びます。出向者は出向元に加え出向先とも労働契約を結びます。出向元は出向に関する契約に基づき、出向者と結んでいる労働契約の一部を出向先に移転し、通常の業務に関する指揮命令権も出向先に移転することになります。



質問

就業規則の適用はどうなりますか。



回答

出向元と出向先の就業規則が異なるというのが一般的だと思います。出向者は出向先企業の指揮命令を受けて労務提供を行うため、労務提供に関する部分については、基本的に出向先企業の就業規則を適用します。例えば、始終業時刻、労働時間、休日・休暇、安全衛生などが該当します。また、残業に関する「36協定」も出向先の協定が適用されます。いずれにしても、事前に出向元企業と出向先企業との間で、出向者に適用する就業規則を区分しておく必要があります。



質問

在籍型出向制度を活用しようとする場合に、企業はどのような支援が受けられるのですか？



回答

滋賀県雇用シェアサポートセンターや産業雇用安定センターにおいて、専門家による相談受付など、在籍型出向の実施について総合的な支援が受けられます。

また、厚生労働省により、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対してその出向に要した賃金や経費の一部を助成する「産業雇用安定助成金」が創設されています。是非ご活用ください。

## 【お問合せ先】

（社会保険労務士、キャリアコンサルタントによる  
相談受付等については）  
滋賀県雇用シェアサポートセンター  
電話：077-510-1005

（「産業雇用安定助成金」については）  
産業雇用安定助成金コールセンター  
電話：0120-60-3999

（再就職・出向の人材マッチング等については）  
公益財団法人 産業雇用安定センター滋賀事務所  
電話：077-526-3991

（「在籍型出向等支援協議会」については）  
滋賀県在籍型出向等支援協議会事務局  
電話：077-526-8609（滋賀労働局職業安定課内）

## 滋賀県労働相談所

苦勞ない労働

電話番号

0120-967164  
077-511-1402

（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）12時～16時 ※令和3年4月から開設時間が変更になりました  
場 所 大津市打出浜2-1 コラボしか21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/>E-mail: [fe00@pref.shiga.lg.jp](mailto:fe00@pref.shiga.lg.jp)